

障害者活躍推進計画

機関名	蕨市消防本部
任命権者	蕨市消防本部消防長
計画期間	令和５年４月１日～令和８年３月３１日（３年間）
蕨市における障害者雇用に関する課題	蕨市消防本部においては、職員の大半が障害者雇用率制度における除外職員であり、障害者任免状況の通報義務がないことから、これまで障害者に限定した募集・採用は行っていない。 中途障害者として身体障害者となった職員が在籍したこともあるが、これまで個別に対応してきたところであり、組織的な体制整備は特段行ってこなかった。
目標	
① 採用に関する目標	障害者雇用の推進に関する理解を促進する。
② 定着に関する目標	なし
取組内容	
１．障害者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として消防本部総務課長を選任する（令和元年９月６日に選任済）。 ○障害者である職員が在籍することとなった場合には、障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、相談窓口を設定し、職員に周知する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、３か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
２．障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
３．障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○相談窓口への相談のほか、人事評価制度における面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。